



議案第二号

団体管旭東地区ほ場整備工事変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年一月二十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年三月廿日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 工 事 名 団体菅旭東地区ほ場整備（二工区）工事
- 二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字鎌田地内
- 三 契約の相手方 東伯郡赤碓町大字赤碓八一七番地七
有限会社 高野組
代表取締役 高力修 一
- 四 契 約 額 変更前 二七、七〇〇、〇〇〇円
変更後 三三、一〇〇、〇〇〇円
- 五 工事完成期限 変更前 昭和六十一年一月三十日
変更後 昭和六十一年三月二十日
- 六 契約締結の方法 指名競争入札